

事 務 連 絡
令和 2 年 1 1 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公私立大学事務局
各国公私立高等専門学校事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について

このことについて、別紙のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありました。

については、新型コロナウイルス感染症が発生している中、今冬のインフルエンザへの対応に関し、別添 1「令和 2 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」及び別添 2「令和 2 年度 インフルエンザ Q & A」を参考に、インフルエンザの予防対策についても徹底するようお願いします。

各学校（専修学校を含み、各種学校を含まない。以下同じ。）の設置者においては、インフルエンザによる臨時休業や出席停止があった場合には、学校保健安全法第 1 8 条及び同法施行令第 5 条に基づき、保健所と連絡するものとされています。また、インフルエンザによる出席停止期間については、同法施行規則第 1 9 条第 2 号により、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで」と規定されていますので、これに沿って適切な対応をお願いします。

また、日本学校保健会が運営する学校等欠席者・感染症情報システムは、インフルエンザを含む感染症の早期探知、早期対策に有効であることから、未加入の教育委員会におかれては、積極的に加入を検討くださるようお願いします。詳細は日本学校保健会ホームページをご覧ください。

なお、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校等に対して、国公立大学法人におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

(参考)

<厚生労働省 インフルエンザ対策ホームページ>

令和 2 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

<文部科学省 感染症対策ホームページ>

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353635.htm

<日本学校保健会ホームページ（学校等欠席者・感染症情報システム（お知らせ））>

<https://www.gakkohoken.jp/system-information/archives/15>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL : 03-5253-4111（内線 2070）

FAX : 03-6734-3794